

## 令和 2 年（2020 年）福岡市産業連関表の作成概要

### 1 期間、対象および記録時点

令和 2 年（2020 年）の 1 年間の福岡市内における財・サービスの生産活動および取引を対象とする。記録の時点は、原則として「発生主義」による。

### 2 基本方針

部門設定・概念・定義・推計方法などは、国の産業連関部局長会議（総務省以下全 10 府省庁）による「令和 2 年（2020 年）産業連関表作成基本要綱」（令和 4 年 10 月）に準拠している。

### 3 取引基本表の基本構造

- (1) 取引基本表は「商品×アクティビティ(商品)のクロス表」である。
- (2) 表形式は「生産者価格評価表」である。
- (3) 移輸入の取扱いは「競争移輸入型」である。

### 4 部門分類

部門分類は、原則として国に準じ、「アクティビティベース」により基本分類は、行 443 × 列 389 部門とした。

統合分類として、統合中分類（107 部門）、統合大分類（37 部門）、13 部門を作成した。

### 5 推計作業

総務省政策統括官（統計基準担当）による「地域産業連関表作成基本マニュアル」（平成 26 年 6 月）（以下、「マニュアル」と言う。）に準拠し、マニュアルの手法が採用できない部門（都道府県以上でない数値が公表されていないものなど）については、国値や県値の按分など他の方法で推計を行った。

### 6 主な推計方法

#### (1) 市内生産額の推計

原則として以下の各種統計により、福岡市の生産額または代用の指標を入手し、国内生産額を按分した。

- ①農林漁業：福岡市農林水産統計書、作物統計、森林・林業統計要覧 等
- ②鉱業：経済センサス組替集計結果
- ③製造業：経済センサス組替集計結果
- ④建設：建築物着工統計、建設工事施工統計調査、道路統計年報、福岡市決算資料 等
- ⑤電気・ガス・水道：市民経済計算、福岡市決算資料、福岡市水道事業統計年報 等
- ⑥商業：経済センサス組替集計

- ⑦金融・保険：市民経済計算
- ⑧不動産：経済センサス組替集計、市民経済計算
- ⑨運輸・郵便：港湾統計、空港管理状況調書、経済センサス-活動調査 等
- ⑩情報通信：経済センサス組替集計、経済センサス-活動調査、市民経済計算 等
- ⑪公務：経済センサス-活動調査 市民経済計算
- ⑫サービス：学校基本調査、経済センサス組替集計、経済センサス-活動調査 等

## (2) 最終需要部門

### ①家計外消費支出

粗付加価値部門の家計外消費支出（行）額の総和を、全国表の最終需要部門の家計外消費支出の商品別構成比により配分し、家計外消費支出（列）とした。

### ②民間消費支出

家計消費支出については、家計調査と令和2年国勢調査世帯数を参考に配分した。

対家計民間非営利団体消費支出は、全国表の対家計民間非営利団体消費支出と国内生産額の比率を市内生産額に乗じた。

### ③一般政府消費支出

全国表の一般政府消費支出と国内生産額の比率を市内生産額に乗じた。

### ④市内総固定資本形成

民間、公的ともに固定資本マトリックスを国内生産額と福岡市の生産額を用いて按分した。

### ⑤在庫純増

市内需要額と国内需要額等の比率で按分した。

### ⑦移輸出入

マニュアルで推計方法が個別に特定されている部門はその方法を採用し、他の部門は「商品流通調査」、「物流センサス」、「旅客地域流動調査」などを参考とし、バランス調整で確定させた。

## (3) 粗付加価値部門

全国表から各部門別に生産額に対する比率を求め、市内生産額に乗じた。

## 7 付帯表（雇用表）

### (1) 雇用表の内容

雇用表は産業連関表の付帯表であり、産業連関表の対象となった1年間の生産活動のために各部門が投入した労働の量を、従業上の地位別に表示したものである。

この表から本市の就業構造が直接把握できるとともに、産業連関表と併せて利用することによって、各部門の最終需要の変化がもたらす雇用への波及分析等を行うことが可能となる。

## (2) 雇用表の作成概要

表側の部門は産業連関表の列部門と対応している。統合中分類で推計作業を行い、これを統合して統合大分類と13部門を作成した。

表頭は従業上の地位別内訳であり、範囲は次のとおりである。

### ○個人業主

個人経営の事業所の事業主で、実際にその事業所を経営している者。

### ○家族従業者

個人業主の家族で、賃金や給料を受けずに仕事に従事している者。

(賃金や給料を受けている者は雇用者に分類される)。

### ○有給役員

常勤及び非常勤の法人団体の役員であって有給の者。役員や理事であっても、職員を兼ねて一定の職務に就き、一般の従業員と同じ給与規則に基づいて給与の支給を受けている者は雇用者に分類される。

### ○常用雇用者

期間を定めずに雇用されている者又は1か月以上の期間を定めて雇用されている者。この条件をみだす限り、見習い、パートタイマー、臨時・日雇など名称がどのようなものであっても常用雇用者に分類される。休職者も含まれる。

・正社員・正職員：常用雇用者のうち、一般に「正社員」、「正職員」などと呼ばれている者。

・正社員・正職員以外：常用雇用者のうち、「契約社員」、「嘱託」、「パートタイマー」、「アルバイト」又はそれに近い名称と呼ばれている者。

### ○臨時雇用者

常用雇用者以外の雇用者で、1か月未満の期間を定めて雇用されている者又は日々雇用されている者

## (3) 雇用表の推計方法

令和2年国勢調査、就業構造基本調査、労働力調査、経済センサス-活動調査等を使用して、福岡市の全国の従業者数に対する比率求め、国の雇用表に乗じた。